

履正社国際医療スポーツ専門学校・履正社スポーツ専門学校北大阪校

ハラスメントの防止等に関する規則

(令和4年4月1日改定)

(目的)

第一条 この規則は、履正社国際医療スポーツ専門学校・履正社スポーツ専門学校北大阪校（以下「本校」という）において、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメント(以下「ハラスメント」という)防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることにより、本校の学生、及び教職員、事務職員並びにパートタイマー(非常勤の者も含む、以下「職員等」という)に、公正、安全で快適な環境の下に、学習、教育、研究及び就業の機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「セクシャル・ハラスメント」とは、相手の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育、研究又は就業環境を悪化させることをいう。

2 この規則において「パワー・ハラスメント」とは、職場における地位又は権利を行使して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の就労意欲を低下させ、又は労働環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「その他のハラスメント」とは、前各項以外の不適切な言動であつて、相手方に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

(理事長並びに学校長の責務)

第三条 理事長と学校長は、職員等に対し、この規則の周知徹底を図り、ハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処しなければならない。また相談者が相談しやすい環境を構築するよう常に配慮しなければならない。

2 ハラスメントの防止等に関する規則はインターネット等により、これを公表し周知しなければならない。

3 職員等を管理・監督する地位にある者、又はこれらと同等の職にあり、学生を指導する立場にある教員は、次の事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合には迅速、適切に対処するものとする。

4 日常の執務又は教育・研究を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員等の注意を喚起し、その意識を深めさせるとともに、職員等の言動に十分な注意を払うこと。

(職員等の責務)

第四条 職員等はハラスメントに該当する行為をしてはならない。

(相談窓口及び相談員)

第五条 本校に、ハラスメント防止委員会を設置し、相談窓口を設け、委員会委員（以下「相談員」という）を置く。

- 一 相談員は3名以上とする。
- 二 相談員の半数以上は女性でなければならない。
- 三 相談員の氏名は、毎年度のはじめにこれを公表する。

(相談員の任務)

第六条 相談員の任務は、次の事項とする。

- 一 ハラスメントに関する相談に応じ、相談者に事後の対応についての助言及び支援を行うこと。
- 二 相談者の了解を得た上で行為者に面談して事実確認を行い、必要に応じて両者の調停を図ること。
- 三 前二号の相談、事実確認について、学校長に報告し、指示を受けること。
- 四 相談員は、相談及び面談に当たって、相談、事実確認及び対応の内容について記録を残しておかなければならない。

(相談員の選任)

第七条 相談員は、学校長の推薦により、理事長が指名する。

(相談員の任期)

第八条 相談員の任期は、2年とする。ただし、次条に定める補充の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 相談員は、再任されることができる。

(相談員の補充)

第九条 相談員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充するものとする。

(調査委員会)

第十条 理事長は、相談員及び学校長の対応によって解決できないハラスメントに関する問題について、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という)を設置することができる。

(調査委員会の任務)

第十一条 調査委員会がハラスメントに関する調査を行うに当たっては、当事者、相談員及び関係者から公正な立場で事情聴取を行うものとする。

2 調査委員会は、迅速に調査を終了させなければならない。ただし、調査に時間を要する等、特段の事情がある場合は、この限りではない。

3 調査委員会は、その調査結果、当事者に対する措置等について、書面をもって理事長に報告しなければならない。

(調査委員の選任)

第十二条 調査委員は、学校長の推薦により、理事長が指名する。

2 前項の指名に当たっては、相談員及び当事者に関係ある者を除外し、男女構成比等委員の構成に十分配慮しなければならない。

3 理事長は、必要と認めた場合、本校以外の専門家に調査を委嘱することができる。

4 調査委員の氏名は、公開しない。

(調査終了後の対応)

第十三条 理事長は、調査委員会からの報告を学校長に伝達し、再発防止に係る改善策を検討させるものとする。

(遵守事項)

第十四条 当事者及び関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

2 行為者又は関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し出た者並びに関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。学校長は、そのような行為又は取扱いの行われないよう配慮するものとする。

3 この規則にかかわる相談員、調査委員及びその他手続において関係する者は、次の事項を遵守しなければならない。

一 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと。

二 職務の遂行に当たって、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等の人権を不当に侵害しないこと。

三 当事者及び関係者がハラスメントに関し相談したこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行わないこと。

(事務の所掌)

第十五条 この規則に関する事務は、事務課が行う。但し、事務課内の事案については、学校法人履正社法人本部が行う。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

◎履正社国際医療スポーツ専門学校・履正社スポーツ専門学校北大阪校には学生、教職員のためにハラスメントに関する相談窓口が設置されています。

相談対象者は、

- ・被害を受けたり嫌な思いをした人。
- ・被害を与えたと誤解されて困っている人。
- ・被害を受けていると思われる人を知っている人や、問題と思われる言動を見聞きした人が主な相談者になると思われますが、これに限定されるものではありません。

◎何かあったら一人で悩まず直ぐに相談してください。

◎相談の事実、相談内容の秘密は固く守ります。

◎女性の相談には女性相談員が対応します。

★ハラスメントに関する相談窓口

学 校 名	相談部署 窓口
履正社国際医療スポーツ専門学校	6階職員室庶務担当（北川・中村）
履正社スポーツ専門学校北大阪校	1階職員室庶務担当（山本・喜多）

